

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 【新】プラスチック資源循環総合対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 廃棄物対策課 資源循環推進係 電話番号：058-272-1111(内2963)
 E-mail : c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 2,062 千円 (前年度予算額： 0 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	2,062	983	0	0	0	0	0	0	1,079
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

■現状

- 令和元年度、飲食店等での使い捨てプラスチック使用量を削減する取組みを推進するため、「ぎふプラスチックごみ削減モデルショップ」登録制度を創設。令和4年には「岐阜県プラスチック・スマート事業所」制度（以下「ぎふプラスマ！」または「プラスマ」と言う）にリニューアルし、全業種を対象に使い捨てプラスチックの使用合理化等を促進する取組みを推進。

- 石油由来プラスチックから環境配慮型プラスチックへの代替を促進するため、令和3年度から、小売店や高校、大学において環境配慮型プラスチックの使用促進を実施。令和5年度にプラスチック資源循環推進懇談会を設置し、意見交換等を実施。

- プラスチックを含む海洋ごみ対策を推進するため、令和3年度に海洋ごみ地域計画を策定。自主的な環境美化活動を促進するため、ごみ拾いSNSアプリと連動したウェブページ「クリーンアップぎふ」を令和4年度に開設し、清掃活動を見える化。

■成果と課題

- 成果として、令和6年度末で『ぎふプラスマ！』登録事業所は1,537事業所。使い捨てプラスチックの使用合理化等に一定程度寄与したほか、バイオマス容器の認知度が高まり、普及・啓発による一定程度の成果が得られた。

- 一方、バイオプラスチックに対する認知度は十分とは言えないほか、プラスチックごみ削減に関する行動意識は高まっておらず、特に若者において低い状況。また、企業におけるプラスチックのリサイクル（資源循環）という視点による取組が低い状況であり、「資源循環」に力点を置いた新たな普及啓発が必要。

- 「クリーンアップぎふ」の参加人数総計は約4万人に上るも、導入初年度以降減少。人数増に向かた取組とともに、清掃活動参加人数等のデータを活用した新たな取組を進め、プラスチックごみを含めた海洋ごみ発生抑制対策が必要。

- こうした新たな課題に対し、各施策に共通するプラスチックに着目し、その資源循環をより効果的に普及啓発を行うため事業の手法等を見直し、新たな事業へと転換を図る。

(2) 事業内容

①プラスチック資源循環 普及・啓発への対応

■「ぎふプラスマ！」登録企業における資源循環の優良事例の積極的PR

- 「ぎふプラスマ！」登録企業の資源循環の取組みの優良事例を県HP等で発信。他企業における資源循環への取組を促進するとともに、新規登録増及び優良事例の掘り起こしも実施

②海洋ごみ発生抑制対策への対応

■ごみ拾いデータを活用した海洋ごみ発生抑制対策

- ・SNSアプリの利用者による県内ごみ拾いデータ（人数、ごみの発生場所、個数）を活用し、美化活動に積極的な地域を分析するなど、市町村における効果的な発生抑制対策に活用。

③他県や民間事業者等との連携

■伊勢湾流域圏、富山県との連携

- ・伊勢湾流域圏（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）では、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」（主幹県は三重県）に基づき、連携した清掃活動の実施や一斉清掃の呼びかけ等の啓発を実施。富山県とは連携した清掃活動イベントや両県の清掃活動の状況に関する情報発信を実施。

■プラスチック資源推進懇談会の開催

- ・県プラスチック工業組合等と連携した懇談会を開催し、意見交換を行い施策に反映。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）7／10

※協議会開催費用は 1／2 ※一般財源（発生抑制）の8割相当を特別交付税措置

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	537	海ごみ協議会委員、プラ懇談会委員、特別授業等の報償費
旅費	367	海ごみ協議会委員及びプラ懇談会委員等の費用弁償、市町・他県打合せ
需用費	53	普及啓発資材
役務費	42	電話代・郵便代
委託料	1,000	ごみ状況等把握委託業務
使用料	59	協議会及び懇談会に係る会場借り上げ料
負担金	4	研修参加負担金
合計	2,062	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次岐阜県廃棄物処理計画（令和3年策定、令和8年中間見直し）
「プラスチックごみ削減の推進」及び「各主体との連携強化」を重点分野として位置づけ
- ・岐阜県海岸漂着物等対策推進地域計画（令和4年策定、令和8年中間見直し）
「目指すべき将来像」は、「（略）プラスチックごみの流出抑制をはじめ、内陸県としての役割を各主体が認識し、相互連携協力のもと流域圏と一体的な取組を展開する社会」

(2) 国・他県の状況

- 【第5次循環型社会形成基本計画】（令和6年8月閣議決定）
プラスチックを含む海洋ごみ対策と資源循環の両立を推進
- 【プラスチック資源循環】モデル事業所または類似制度を運用している都道府県
8県（岩手、富山、長野、鳥取、島根、徳島、香川、福岡）
- 【海洋ごみ発生抑制対策】見える化 6県（宮城、富山、静岡、三重、兵庫、岡山）にて
データ取得及びウェブページ導入。過年度にデータ取得実績 2県（山形、福井）

(3) 後年度の財政負担

- ・「岐阜県廃棄物処理計画」及び「岐阜県海岸漂着物等対策推進地域計画」の終期である令和12年度までは事業を継続する。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・プラスチック資源循環促進法に係る国の基本方針で、県は、市町村へ技術的援助を与えるほか、「国の施策に準じてプラスチックの資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされていることから、県が本事業の主体となることは妥当。
- ・「地域計画作成の手引き」に基づき県地域計画では県が「海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る施策の実施」の役割を担うこととしており、県が本事業主体となることは妥当。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 繼続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

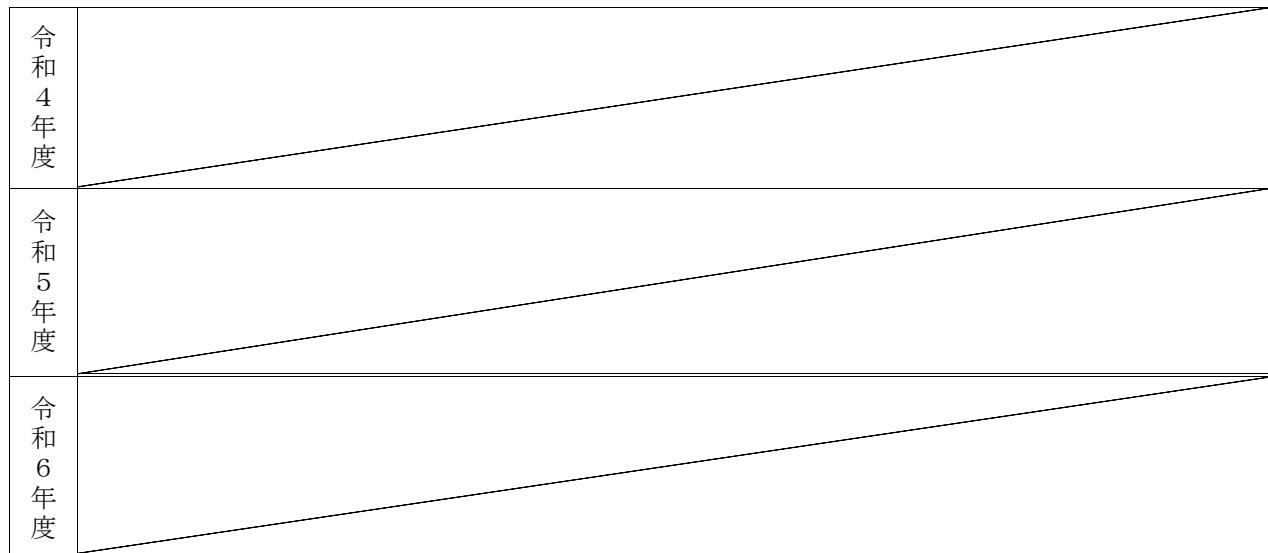
第3次岐阜県廃棄物処理計画及び海洋ごみ対策地域計画の目標年度である令和12年度までに、県民及び事業者において、プラスチック資源の循環につながる取組が浸透し行動変容が実現すること、並びに県民一人一人が海洋ごみ問題を自分事ととらえ清掃活動等の具体的行動として取り組む状態となること。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R6)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R12)	達成率
①『きふプラス マ！』登録事業所 数（のべ）				1,700	2,000	
②見える化ページ に登録された活動 参加者（のべ）				40,000	60,000	
③見える化ページ に登録された回収 ごみ個数（のべ）				4,000,000	7,200,000	

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）



2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)	令和4年4月施行のプラスチック資源循環促進法、令和6年6月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画により、プラスチックの資源循環の体制の構築やプラスチックを含む海洋ごみ対策を推進することとされており、事業の実施が必要。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない
(評価)	『ぎふプラスマ！』の登録事業所数が堅調に増加するなど一定の効果はみられるものの、企業におけるプラスチックの資源循環に関する取組の実施や、県民に対する更なる普及啓発が必要。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている
(評価)	プラスチック資源循環の普及・啓発及び海洋ごみ発生抑制対策への対応において見直し、新たな施策を実施することで効果的な普及啓発を行う。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

- ・企業におけるプラスチックの資源循環に関する取組に対し、連携して事業を実施する企業の掘り起こし
- ・プラスチックごみを含む海洋ごみの発生抑制について、県内の清掃活動に係るデータの分析による対策の検討

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
- ・プラスチック資源循環促進法に係る国の基本方針で、県は、市町村へ技術的援助を与えるほか「国の施策に準じてプラスチックの資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされていることから、県が本事業の主体となり継続することは妥当。
- ・「地域計画作成の手引き」に基づき県地域計画では県が「海洋ごみの発生抑制及び流出対策、環境教育・普及啓発に係る施策の実施」の役割を担うこととしており、県が本事業主体となり継続することは妥当。